

# 危険ブロック塀等撤去促進事業の補助条件を拡充します！

**今まで、対象としていなかった、道路面又は公共施設敷地から 60 cm未満の高さにブロック塀等を改修する工事も補助事業の対象とします。**

ブロック塀等撤去工事の補助の対象は、今まで、ブロック塀等のすべてを撤去する工事でしたが、10月1日からは、ブロック塀等の高さを、道路面又は公共施設敷地から 60 cm未満に改修する工事も対象となります。

下記の危険なブロック塀等の例を参考に、ご自宅等のブロック塀等を確認いただき、撤去される場合は、この補助事業をご活用ください。

## ブロック塀等

建築用コンクリートブロック・レンガ・

大谷石などを用いた塀（基礎コンクリートを含む）、門柱 など

## 危険なブロック塀等の例

塀の高さが 60cm 以上で、次の項目にひとつでも当てはまる場合は、危険ですので、改善が必要です。

- ①塀の高さが地盤から 2.2m以上ある。
- ②塀の厚さが 10cm（高さが 2m～2.2m の場合は 15cm）未満である。
- ③塀の長さ 3.4m以下ごとに、塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁がない。
- ④コンクリートの基礎がない。
- ⑤塀に傾きやひび割れがある。
- ⑥塀に鉄筋が入っていない。



## 補助対象者

ブロック塀等の所有者及び管理者

## 補助の主な条件

- ①道路もしくは公共施設敷地に面し、ブロック塀等の高さが 60cm 以上であること
- ②ブロック塀等をすべて撤去する工事又は道路面等からの高さが 60cm 未満になる工事であること
- ③市内事業者が施工する撤去工事であること

## 補助額

工事（撤去のみ）に要する **費用の 1/2（上限 20 万円）**

ただし、**小学校の指定する通学路に面する場合は、令和 3 年 3 月 31 日完了分までに限り、費用の 2/3（上限 30 万円）**

\* 工事については、申請後に行っていただく必要があります。

その他に該当条件がありますので、詳細等については、お問い合わせください。